

地域輸入促進に関する政策評価書(概要) (政策の総合性を確保するための評価)

通知先:総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
通知日:平成15年1月28日

評価の対象とした政策

評価の対象とした政策

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成4年法律第22号)に基づく地域輸入促進に関する政策

評価の観点

本評価は、輸入促進地域(以下「FAZ地域」という。)において関係行政機関(総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)が講じている政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

政策効果の把握の手法

政策の流れに沿ってその効果を把握。具体的には、1) 輸入促進基盤施設(以下「FAZ施設」という。)と港湾・空港施設及び税関、検疫手続等の体制との一体的整備の状況(整備時期の整合性)を22FAZ地域において把握、2) 本政策の効果が発現しているかについて、FAZ施設の整備、輸入貨物流通促進事業者の集積並びに輸入量及び輸入額の変化の状況を把握

評価担当部局:総務省行政評価局

政策効果の把握の結果

FAZ施設と港湾・空港施設との一体的整備の状況(整備時期の整合性)

FAZ施設と港湾・空港施設とがほぼ同じ時期に整備

FAZ施設と税関、検疫手続等の体制との一体的整備の状況

すべての地域においてFAZ施設の開業時点で既に事務所があるか、又は出張対応のための体制が整備

本政策の効果が発現しているかについて、FAZ施設の整備、輸入貨物流通促進事業者の集積並びに輸入量及び輸入額の変化の状況

- i.) 22FAZ地域のいずれの地域においても輸入の促進に必要な施設は整備
- ii.) 輸入貨物流通促進事業者の集積状況についてみると、
 - 1) 整備されたFAZ施設へ新たに入居した事業者数について賃貸型の施設の入居状況で把握したところ、35施設中25施設が90パーセント以上の入居率、残りの10施設も60ないし80パーセントの入居率
 - 2) FAZ施設への入居を含めFAZ地域に進出した事業者数の把握については、22FAZ地域(17の港湾に係るFAZ地域(以下「港湾FAZ」という。)及び6の空港に係るFAZ地域(以下「空港FAZ」という。))のうち利用できる統計データのある18FAZ地域(13港湾FAZ及び5空港FAZ)の事業所数についてみたところ、FAZ施設の開業前後の減少幅がこれと同時期の非FAZ地域

のそれよりも小さくなっているもの、すなわち集積しているとみられるものが12FAZ地域

- iii.) この12FAZ地域のすべてにおいて輸入実績(輸入量又は輸入額)の伸びが非FAZ地域を上回っていた。

評価の結果及び意見

上記i.) からiii.) までの分析を前提とすると、輸入実績(輸入量又は輸入額)において効果をとらえた場合、本政策の実施に伴う作用が及んでいるとみられるものは18FAZ地域中12FAZ地域

本政策をめぐる現状等をみると

- ・ これまで同意(承認)されたFAZ計画に係るFAZ地域は、22地域(17港湾FAZ及び6空港FAZ)であり、主要な中枢・中核国際港湾及び大都市圏・地域拠点空港を始め、広く全国に設定済み
- ・ 予定していた事業者の利用が見込めないとして、必置施設である流通加工施設の整備を断念し、その結果、FAZ計画そのものを中止したもの、地方公共団体が賃貸料の一部を補助することにより、入居の促進を図っているところもあり
- ・ 輸入貨物の流通の拠点となる内外の港湾・空港の整備動向をみると、全体効率性を確保する観点から、中枢・中核国際港湾を中心とする整備及び大都市圏の国際拠点空港機能の強化への重点投資化へ移行
- ・ 米国の貿易赤字に占める日本の割合は平成3年をピークに一貫して低下し、12年には対中国と同じ約20パーセントにまで低下
- ・ 貿易黒字の縮小に重きを置いた輸入促進政策から国際ルールにのっとった国際経済社会と調和のある経済社会の発展を促す政策へ転換

以上のように、地域輸入促進政策において、**輸入の効果的促進が期待できる港湾・空港は、ほぼFAZ地域として同意(承認)されており、また、近年の経済状況の下で本政策の想定する形で事業者の集積による輸入の促進が発現するのが困難な地域もみられ、今後新たにFAZ施設の整備が行われても、それが十分な事業者の集積をもたらすことが必ずしも期待できる状況にはない。**

このため、本政策については、新たなFAZ地域の設定に係る主務大臣の同意については、上記の状況等を踏まえ慎重に対応すること、また、既存地域に係る新たなFAZ施設の整備への支援については、その効果が明らかに認められるものに限定することが課題